

技士会と技士連盟について

日本臨床工学技士連盟

はじめに

公的な立場にある個人や団体が特定の政治家を支援する活動は法律で制限されており、行動を起こす際ある程度の注意が必要です。しかし、個人の意思は憲法上で認められた思想信条の自由で保障されますし、国家資格である臨床工学技士に係わる法制度の改正や整備はすべて国会において決まり、政治活動を行わない限りその改善は有り得ません。

政治連盟の創設にあたって、技士会と技士連盟の活動がどうあるべきか、まとめてみましたので参考にして頂けると幸いです。

3 選挙運動と政治活動の規制の概要

選挙運動と政治活動は、選挙のあるときとないときではその規制の仕方が異なります。

			選挙時	平常時
選挙運動			公選法第13章	禁止
政治活動	団体	政党	公選法第14章の2及び3	規制なし
		その他の政治活動を行う団体		
	その他 後援団体	公選法第143条第16項～第19項		
	公職の候補者等			
個人	その他	規制なし	規制なし	

まず、

団体と個人・選挙時と平常時に分けて考える必要があります。

引用：[とりネット「政治団体のしおり」](#)

3 選挙運動と政治活動の規制の概要

選挙運動と政治活動は、選挙のあるときとないときではその規制の仕方が異なります。

			選挙時	平常時
選挙運動			公選法第13章	禁止
政治活動	団体	政党	公選法第14章の2及び3	規制なし
		その他の政治活動を行う団体		
	その他 後援団体		公選法第143条第16項 ～第19項	
	個人	公職の候補者等	公選法第143条第16項～第19項	
	その他	規制なし	規制なし	

個人の場合は原則規制はありません。ただし、戸別訪問や公務員がその地位を利用して積極的に活動や勧誘を行うことは禁じられています。

引用：[公職選挙法](#)

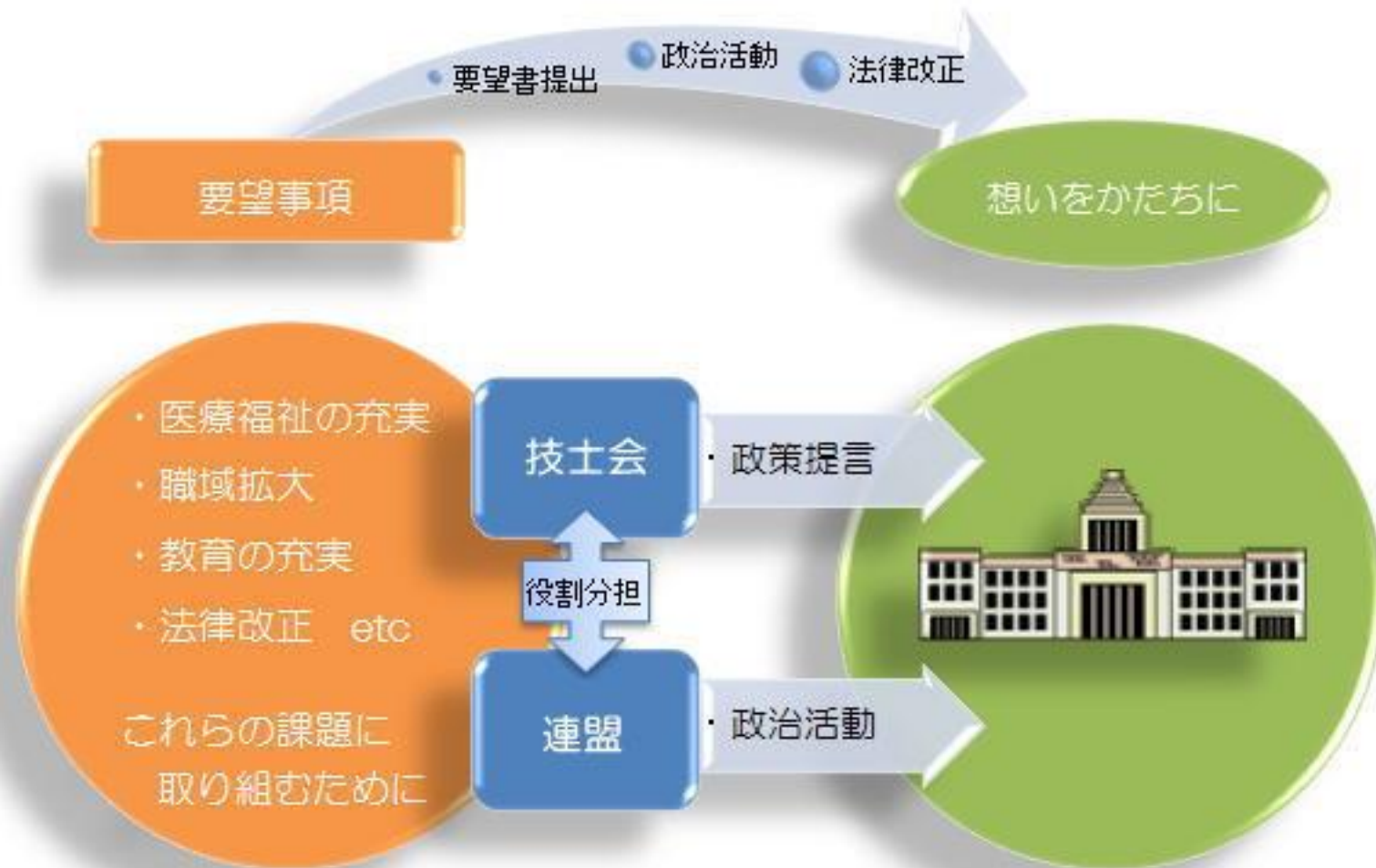
3 選挙運動と政治活動の規制の概要

選挙運動と政治活動は、選挙のあるときとないときではその規制の仕方が異なります。

		選挙時	平常時
選挙運動		公選法第13章	禁止
政治活動	政党	公選法第14章の2及び3	規制なし
	その他		
	団体の その他の政治活動を行う団体 後援団体	公選法第143条第16項～第19項	公選法第143条第16項～第19項
	個人	公職の候補者等	規制なし
	その他	規制なし	規制なし

団体は選挙時と平常時で規制の仕方が異なります。

ここで言う団体とは**技士連盟**のことです。**技士会**はこの表の対象ではありません。技士会の“政治活動”を役割分担する目的で技士連盟は創設されました。



引用: [福岡県理学療法士連盟](#)

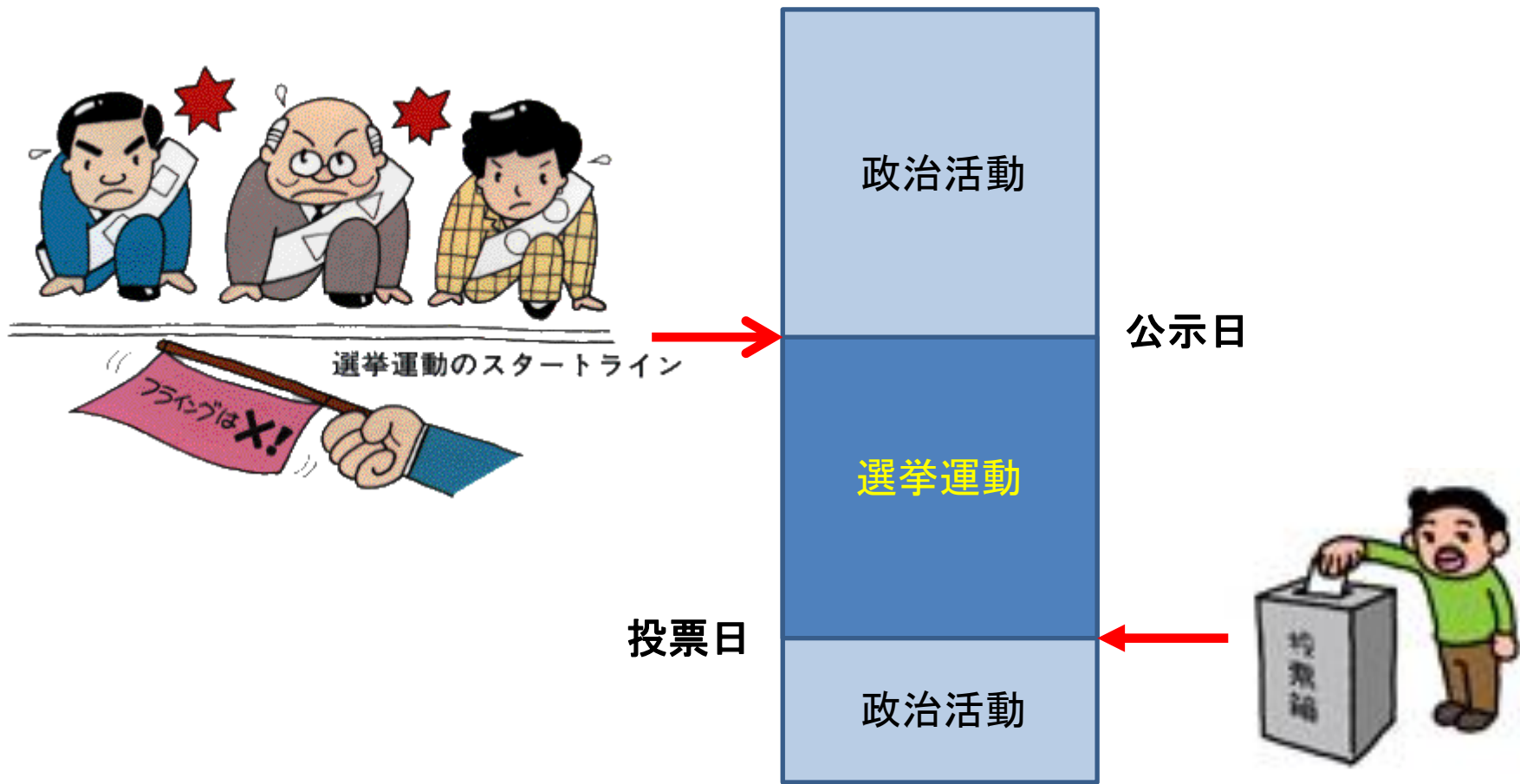
要望を形にするために技士会と技士連盟は役割分担を行います。

これにより、公益法人やそれに準ずる技士会は、政治的な活動を切り分けることができます。

では、技士会は政治にかかわることは一切できないのでしょうか？



いいえ。選挙運動は出来ませんが、政治活動を行うことは何ら問題ありません。しかし、厚労省より公益法人の活動と政治団体の活動は峻別しなさいと指導されているため、他の団体と同様に技士連盟が創設されました。



選挙運動と政治活動の違いを見てみましょう。広い意味では選挙運動は政治活動の一部ですが、公示日前を境に選挙運動が始まることとなります。

【選挙運動】特定の候補者の当選をはかること又は当選させないことを目的に投票行為を勧めること。

【政治活動】政治上の目的で行われる全ての活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

	団体		個人	
	技士会	連盟	技士会	連盟
政治活動	○	○	○	○
選挙運動	×	○	○	○
連盟への勧誘	○	○	○	○

まとめると表のようになります。

個人での規制はありませんが、団体である技士会の立場では選挙運動は慎重に行わなければなりません。ただし、技士会の立場から連盟への加入を促すことは全く問題ありません。

※ 但し、公務員は個人であっても公務員法によって、選挙運動の一部制限があります。

日本臨床工学技士連盟が創設されました。
詳しくはホームページで…。



公益社団法人 日本臨床工学技士会
Japan Association for Clinical Engineers

技士会のホームページにリンクを貼るなど、紹介までなら何の問題もありません。公益法人に準ずる各都道府県の技士会も同様な対応になると思われます。

以上、技士会と技士連盟についてお伝えさせていただきました。
ご意見ご質問は[日本臨床工学技士連盟のホームページ](#)の専用
[フォーム](#)よりお願いいたします。ありがとうございました。